

入札参加者各位

堺市上下水道局

水道メーター検針・料金収納等業務（南部）の入札方法について

本案件は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加えて、業務履行体制や履行方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者とする総合評価一般競争入札方式で行います。

また、本案件は、電子調達システムを使用しない紙による入札を行いますので、入札説明書を熟読の上、入札手続きを行ってください。

入 札 説 明 書

下記に係る競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件番号
5086070113
- (2) 調達案件名称
水道メーター検針・料金収納等業務（南部）
- (3) 競争入札の方式
一般競争入札（紙入札）
- (4) 落札者決定方式
総合評価落札方式
- (5) 技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング
有
- (6) 入札参加資格に係る臨時登録の可否（可とする場合、登録対象の種目）
可（業務委託・役務の提供 水道関連 067 001 水道検針）
- (7) 最低制限価格
設定しない
- (8) 入札時最低賃金確認調査
無
- (9) 本案件の仕様、履行場所、履行期間
仕様書に記載のとおり

2 契約担当課

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市上下水道局 総務部 理財・会計課
メールアドレス rikai@city.sakai.lg.jp
電話番号 072-250-9139 F A X 番号 072-250-9146

3 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を全て満たすこと。なお、共同企業体（平成元年5月16日建設省経振発第52、53、54号「共同企業体運営指針」の例により、本案件の履行に共同して当たることを約して結成されたものをいう。以下同じ。）による参加を認める。

(1) 全ての者に共通する資格要件

次の全ての事項を全て満たす者であること。

ア 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、入札参加資格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日。以下同じ。）までの間、登録要綱別表に規定する区分「業務委託・役務の提供」のうち、次の（ア）又は（イ）いずれかの業種、コード及び種目に有効な登録をしている者であること。
なお、公告日において当該要件を満たしていない者であっても、後記「4」に定める臨時登録を申請し、本市の登録を受けた場合は、当該要件を満たすものとする。

（ア）「水道関連 067 001 水道検針」

（イ）「水道関連 067 003 未納水道料金収納」

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条により準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。

ウ 参加申請締切日から開札日までの間、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定）第2条により準用する堺市入札参加有資格者の入札参加停止

等に関する要綱（平成 11 年制定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）第 2 条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「暴力団排除措置要綱」という。）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。以下同じ。）を受けている者でないこと。また、大阪府警察本部から本市に対し、暴力団排除措置要綱に規定する通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。）があった者でないこと。

カ 本入札の参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、本入札の他の参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと。同一代表者が複数の企業で入札に参加することはできない。

キ 本市が指定する書類の全てを提出できること。

ク 仕様書等に基づき、信義に従い誠実に履行できること。

（2）単体企業等（組合、協会等の各種団体（以下「組合」という。）を含み、共同企業体を除くものをいう。以下同じ。）の資格要件

次の全ての事項を全て満たす者であること。

ア 平成 28 年 4 月 1 日以降に、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 6 条に規定する水道事業における受託区域の給水戸数が 5 万戸以上の水道メーターの検針及び滞納料金の徴収に関する業務において、元請として継続して 1 年以上の履行実績（1 契約における履行実績に限るものとし、複数の契約を合わせた履行実績を除く。また、共同企業体での履行実績は代表構成員として履行したものに限る。）を有し、かつ、当該実績を確認できる書類の提出が可能な者。なお、現在、履行中の業務であっても 1 年以上の履行が書類で確認できる場合は、1 年以上の履行実績があるものとみなす。

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」の付与又は認定機関により認定された認証機関による「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を受けている者であること。

ウ 組合又は共同企業体の構成員として同時に本案件に入札参加資格審査申請（以下「単体の重複」という。）を行っていないこと。

エ 組合の構成員は、他の組合又は共同企業体の構成員として同時に本案件に入札参加資格審査申請を行っていないこと。また、別途単体企業（単体企業等のうち、組合を除くものをいう。以下同じ。）として、本案件の入札参加資格審査申請を行うことはできない。

（3）共同企業体の資格要件

次の事項を全て満たす者であること。

ア 構成員数は、制限しないものとする。

イ 代表構成員は、前記「3（2）」の単体企業等の資格要件を満たす者であること。

ウ 結成方法は自主結成とし、その構成は代表構成員及びその他の構成員の組み合わせとする。

エ 各構成員の出資比率は特に定めないものとするが、代表構成員の出資比率は、構成員中で最大とすること。

オ 代表構成員を入札参加における代表とすること。

カ 入札参加に当たり、「共同企業体協定書」の提出が可能な者であること。

キ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体又は組合の構成員として同時に本業務に入札参加資格審査申請を行っていないこと。また、別途単体企業として当該業務に入札参加資格審査申請を行うことはできないものとする。

4 入札参加資格に係る臨時登録に関する事項

入札に参加を希望する者で前記「3（1）ア」の要件を満たしていないものが、この入札に参加するためには、別記「臨時登録の申請」のとおり該当種目の登録申請をしなければならない。

5 仕様書等の交付に関する事項

本案件の仕様書等の関係書類を次のとおり交付する。

（1）交付の方法及び期間

後記「24」のアドレスからダウンロードすること。なお、窓口及び郵送等での交付は行わない。また、交付期間は限定されているため、入札参加資格確認申請書受付期間内にダウンロードすること。

（2）費用及び目的外使用の禁止

交付に係る費用は無償とする。なお、仕様書等は本案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならず、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。

6 入札参加資格確認の申請方法

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格確認の申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）申請書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 履行実績申出書（添付書類を含む。）

ウ 「プライバシーマーク登録証の写し」又は ISO/IEC 27001 に基づく「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）登録証の写し」（有効期限内のものに限る。ただし、現在更新手続中の場合は、有効期限を経過したものの写し及び更新手続中であることが確認できる書類の写しをもって、これに代えることができる。）

エ 組合員名簿の写し（組合で審査申請を行う場合のみ提出すること。）

オ 「水道メーター検針・料金収納等業務（南部）共同企業体協定書の写し」（共同企業体で審査申請を行う場合のみ提出すること。なお、当該協定書は協定締結後のもので、かつ構成員全員の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。）

カ 共同企業体に関する委任状（共同企業体による審査申請を行う場合は提出すること。なお、委任状は構成員全員の記名、委任日等が記入されているものに限る。）

（2）申請受付期間

公告の日から令和8年8月26日午後5時まで

（3）申請方法

前記「2」へ直接持参又は郵送とする。

ア 直接持参の場合

上記「6（2）」の申請受付期間内に持参すること。

イ 郵送の場合

上記「6（2）」の申請受付期間内に必着とする。また、一般書留郵便又は簡易書留郵便で送付すること。

（4）申請注意事項

ア 市が交付する仕様書、契約書案等を熟読し、十分に検討の上で入札参加資格確認申請すること。なお、入札参加資格確認申請を取り下げの場合は、申請受付期間中に、入札参加申請取下書により申し出ること。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、本案件への参加を認めない。この場合、市は、入札参加停止要綱に基づき、入札参加停止の措置を講じることができる。

ウ 提出書類について市の担当者から説明を求められた場合は、必要な説明を行うこと。また、記載事項の補足書類の提出を求められた場合は、それに速やかに応じること。

エ 前記「3（2）エ」又は「3（3）キ」に該当する場合、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めない。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、重複申請が解消された場合は、この限りではない。そのため、組合が入札参加を行う場合においては、入札参加を行うことについての構成員に対する確実な周知を行うこと。なお、確実な周知を行った上で組合及びその構成員が同一の案件に入札参加申請を行った場合において、本市が不正な入札のおそれがあると認めるときは、当該入札を中止することが

ある。

オ 単体の重複がある場合は、共同企業体の申請を優先するものとし、当該単体企業の本案件への参加を認めない。

7 質疑応答

仕様書等の内容に関して質疑があるときは、次のとおり質疑を行うこと。

(1) 提出方法

質疑書を電子メール又はFAXにより前記「2」へ送付すること。また、質疑書を提出した場合は、その旨を契約担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。なお、電子メール送信の際、圧縮ファイル（拡張子：LZH、ZIP、CAB、TGZ、ARI、RAR、EXE等）でのファイル添付は認めない。

(2) 提出受付期間

公告の日から令和8年8月26日午後5時まで

(3) 回答方法

質疑がされた際は、後記「8(1)」の事前電話連絡と同時期に、提出受付期間内に受け付けた全ての質疑内容及び回答を令和8年9月9日に堺市上下水道局ホームページに掲載する。ただし、質疑がない場合はホームページの更新を行わない。

https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/soumubu/rizaikaikei/jigyousha/youshiki/buppin_itaku/4595.html

8 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認の結果は、次のとおり通知する。また、入札参加資格を有すると認められた申請者（以下「合格者」という。）には、入札書等の入札に必要な書類も併せて交付する。なお、入札参加資格が認められなかった申請者（以下「不合格者」という。）には、確認結果の通知書に不合格とした理由を付す。

(1) 通知時期

令和8年9月9日に、入札参加資格確認申請者に当該通知についての事前電話連絡をするので（この時点における口頭での入札参加資格の確認の結果の通知は、一切行わない。）、当該通知を受領すること。

(2) 通知方法

前記「2」の窓口で書面により通知する。なお、一般競争入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する者は、前記「6(1)」の提出の際に、必要な額の切手（簡易書留350円＋定型外郵便物180円）を貼付した返信用封筒（結果通知郵送用）も併せて提出すること。

(3) 交付書類（イからオについては合格者にのみ交付する）

- ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- イ 入札書（初回・再度入札用） 2枚
- ウ 入札書封入用封筒（初回・再度入札用） 2枚
- エ 入札書郵送用封筒（初回・再度入札用） 2枚
- オ 委任状（初回・再度入札用） 2枚

(4) 不合格者は、不合格とされた理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、令和8年9月18日午後5時までに契約担当課にその旨を記載した書面を提出すること。

(5) 合格者としての通知をした日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、合格者としての決定を取り消し、その理由を付して書面により通知する。

(6) 入札参加資格確認申請の確認の結果、合格者が1者に満たない場合は、本案件は中止する。

9 入札に参加できない者

入札に参加できない者は、次のとおりとする。

(1) 不合格者

(2) 合格者としての決定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、契約規則第14条の2第3号の規定に基づき免除する。ただし、落札業者が正当な理

由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

1 1 入札の中止等

合格者が1者に満たない場合のほか、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

1 2 入札方法等

入札は、入札書を、前記「2」の窓口に直接持参する方法（以下「持参入札」という。）、又は郵便による方法（以下「郵便入札」という。）のいずれかの方法で行うこと。また、入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令等の関係法令、契約規則等を遵守し、仕様書、契約書案その他契約条件を十分に熟知した上で入札に参加すること。

（1）持参入札及び郵便入札に共通する注意点

入札者は、本市が交付した入札書に必要な事項を記入し、記名押印（登録要綱第6条第1項第1号に規定する書面において届け出ている印鑑（以下「使用印鑑」という。）に限る。）の上、入札書封入用封筒に封入し、入札書封入用封筒の表面に入札日及び件名、裏面に入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、指定箇所（三箇所）に押印（使用印鑑に限る。）の上、前記「2」に、令和8年10月28日午後5時までに提出すること。

（2）郵便入札による場合の注意点

（1）により入札書を封入した封筒を、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び入札書在中の旨を記載した入札書郵送用封筒に封入し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により（1）の期限日必着で前記「2」宛郵送すること。

（3）入札書に記載する金額

入札は総価で行う。ただし、仕様書別紙1「ペナルティ適用基準表」に記載の項目については考慮しない。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 3 技術提案書の提出等

（1）提出書類

一般競争入札参加資格の確認の結果、合格者とされた者は、技術提案書を提出すること。

（2）技術提案書の提出方法及び場所

技術提案書の提出方法及び提出期限は、前記「1 2」の入札書の提出方法及び提出期限と同様とし、技術提案書封入用封筒には技術提案書在中の旨を記載すること。

（3）その他

技術提案書の記載方法、失格要件等の詳細については、別紙「技術提案等説明書」による。

1 4 開札の日時及び場所

（1）開札日時

令和8年10月30日 午後2時00分

（2）開札場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局本庁舎本館5階 災害対策会議室A
（ただし、市の都合により変更する場合がある。）

1 5 開札の立会いに関する事項

（1）開札に立ち会う者（以下「立会人」という。）は、入札者又はその代理人とする。代理人が開札に立ち会う場合は、入札者から開札及び再度入札に関する一切の権限の委任を受けなければならない。当該委任を受けた者は、開札前に委任状を提出しなければならない。

（2）入札者が開札に立ち会う場合は使用印鑑、代理人が開札に立ち会う場合は委任状及び委任状において届け出る受任者印（以下「受任者印」という。）をそれぞれ持参すること。

（3）開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、本案件の事務に関係のない本市職員（以

- 下「本市立会人」という。)が立ち会う。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、開札に立ち会うことができない。
- ア 開札時間に遅刻したとき。
 - イ 入札者が開札に立ち会う場合にあつては、使用印鑑を持参しないとき。
 - ウ 代理人が開札に立ち会う場合にあつては、委任状及び受任者印を持参しないとき。
- (5) 開札場所への入場は、入札者1者につき1名に限る。
- (6) 開札場所への入場は、本市入札執行担当者、契約担当課の職員、本市立会人及び入札者又はその代理人に限る。
- (7) 開札場所に入場した者は、開札開始後は特にやむを得ない理由があると認められる場合のほか、本市入札執行担当者の指示があるまで退場することができない。

1 6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本市が交付した入札書を用いないで入札したとき。
- (2) 入札書が所定の日時、場所に提出されなかったとき。
- (3) 本市が定める提出方法以外の方法で入札書を提出したとき。
- (4) 入札書を本市が交付した入札書封入用封筒以外の封筒に封入して提出したとき。
- (5) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (8) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (9) 数人で共同して入札したとき。
- (10) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (11) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (12) 入札金額が0円以下の入札
- (13) 明らかに当該契約の履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
- (14) 再度入札で代理人が入札する場合において、委任状を提出しないとき。
- (15) 再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額を入札したとき。
- (16) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
- (17) 別紙「技術提案等説明書」の「7 失格要件」に該当したとき。
- (18) その他入札に関する条件に違反したとき。

1 7 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書提出期限までは入札を辞退することができる。ただし、入札書を市に提出した後は辞退することができない。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (3) 本案件を辞退したことを理由として、以後の入札参加等に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 入札書提出期限までに入札書が到達していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

1 8 技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングの実施について

次のとおり、技術提案についての入札参加者によるプレゼンテーション及び本市によるヒアリングを実施する。なお、開札において予定価格超過となった入札者は、原則として、プレゼンテーション及びヒアリングの対象とせず、後記「1 9」に定める技術評価点及び総合評価点の決定は行わない。

- (1) 実施日
令和8年11月18日から令和8年11月20日までの間で市が実施日時を指定し、別途通知する。ただし、日程については、市の都合により変更する場合がある。
- (2) その他
プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、別紙「技術提案等説明書」による。

1 9 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定に当たっては、契約規則第19条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予

- 定価格」という。)の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、「総合評価点(技術評価点+価格評価点)」の最も高い入札者を落札者とする。
- (2) 技術提案書の審査、技術評価点の決定及び総合評価点の決定は、別紙「技術提案等説明書」に記載の落札者決定基準に基づき、本案件に係る総合評価一般競争入札庁内審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。
 - (3) 落札となるべき入札額が、明らかに当該契約の履行ができないおそれがあると認められる著しく低い価格の場合等は、落札決定を保留し、当該入札者に対して入札金額について調査することがある。また、当該調査の結果によっては、当該入札者の入札を無効とする場合がある。
 - (4) 落札結果については、開札後、委員会において総合評価点を決定した後、全ての入札参加者に書面で通知する。なお、当該通知書について、郵送を希望する者は、事前に契約担当課に郵送用の封筒(A4用紙1枚を郵送するのに必要な額の切手を貼付済みの物に限る。)を提出すること。
 - (5) 総合評価点が同点の落札者となるべき者が2者以上あった場合は、価格評価点が高い者を落札者とする。また、価格評価点及び技術評価点共に同点であった場合は、施行令第167条の9の規定に基づき、くじにより落札者を決定するものとする。

20 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、施行令第167条の8第4項に規定する再度入札(以下「再度入札」という。)を行うことがある。
- (2) 再度入札に参加することができる者(以下「再度入札参加者」という。)は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札において入札を無効とされた者又は辞退した者は参加することができない。
- (3) 全ての再度入札参加者の入札者又はその代理人が開札に立ち会っているときは、直ちに入札書を交付して、再度入札を行う。なお、再度入札参加者が1者でも開札に立ち会っていないときは、入札書提出期限、開札日時等を別に定め、後日再度入札を行う。
- (4) 再度入札は1回までとする。
- (5) 再度入札において、技術提案書の内容は変更できない。

21 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出

- (1) 落札者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書(本市様式、堺市上下水道事業管理者あてのもの。以下単に「誓約書」という。)を契約締結までに、契約書類と合わせて前記「2」へ提出すること。
- (2) 上記「21(1)」について、誓約書を提出期限内に提出しない者が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行う。
- (3) 上記「21(2)」に規定する通知を受けた者は、入札を無効とされた理由について、説明を求めることができるので、説明を求める場合は、上記「21(2)」に規定する通知を行った翌日から起算して2日後(市の休日を除く。)の午後5時までに前記「2」へその旨を記載した書面を提出すること。
- (4) 受注者は、再委託契約及び資材、原材料の購入契約その他の契約をしたとき(再委託先が資材、原材料の購入契約その他の契約をしたときを含む。)は、当該契約の締結後、当該契約の相手方から誓約書を徴取して、速やかに前記「2」へ提出すること。
- (5) 上記「21(1)」又は「21(4)」の誓約書を提出しない者に対し、入札参加停止を講じることができる。

22 見積書の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた後速やかに、次の(1)から(5)に記載する内訳を付した見積書を提出すること。金額は、消費税及び地方消費税額等相当額を除いた総額(入札書記載金額と合致する金額)を記載すること。

- (1) 仕様書第1条第7項第1号アからケに掲げる業務ごとに、詳細な内訳を示すこと。
- (2) 内訳は、人件費、物件費等に区分し、人件費については、職種、配置人数等の人工明細を示すこと。
- (3) 検針員に係る人件費は、他の職種と区別して示すこと。
- (4) 複数業務に従事する人員の人件費、物件費等、業務ごとの詳細な内訳を明らかにすることが

- 困難な経費については、共通経費として一括計上し、又は業務ごとに按分して計上することができるものとするが、按分する場合にあっては、その方法を示すこと。
- (5) 物件費等については、可能な限り物品等の詳細な明細を示すこと。

2 3 入札参加停止等を受けた入札参加者、落札候補者又は落札者について

上下水道事業管理者は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次の(1)、(2)、(3)及び(5)のいずれかに該当した場合は、落札者としなない。また、落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(5)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)、(3)、(4)のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 入札参加停止要綱に基づく入札参加停止等を受けた場合
- (2) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた場合
- (3) 府警からの通報等があった場合
- (4) 暴力団排除措置要綱第 11 条に規定する誓約書を提出しない場合
- (5) (1) から (4) のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

2 4 契約条項等を示す場所

契約条項等については、堺市上下水道局「物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い・電気等」以下の各ページにて閲覧できる。

- (1) 入札・契約に係る条例・規則等
https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/soumubu/rizaikaikei/jigyousha/youshiki/buppin_itaku/3057.html
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認申請取下申出書、仕様書及び入札説明書等
https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/soumubu/rizaikaikei/jigyousha/youshiki/buppin_itaku/4595.html
- (3) 目的外使用の禁止
仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。

2 5 入札参加及び契約の手續に関する事項

- (1) 地方自治法、施行令等の関係法令、契約規則等を遵守すること。
- (2) 市の窓口における書類の受け渡し等は、市の休日以外の日における午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの時間に限り行う。
- (3) 手續に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、市に提出された書類の返却は行わない。
- (4) 入札参加者は、入札参加資格確認申請後、前記「3」に掲げる事項を満たしていないことが明らかになった場合は、速やかに本市に報告すること。
- (5) 契約締結に際しては、契約書の作成を要する。なお、契約書の案は、前記「2 4 (2)」に掲載しているので必ず内容を確認の上、参加すること。
- (6) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約保証金は、落札金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、契約規則第 30 条の 2 に該当すると認めるときは、契約保証金を免除することがある。
- (8) 落札者は、落札決定日の翌日から起算して 15 日以内(市の休日を除く。)に、契約書等の契約に必要な関係書類を提出すること。ただし、特別の事由により、市がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- (9) 契約書の作成を契約規則第 26 条第 1 項に規定する電磁的記録によることを希望する場合は、本市が指定する時期に電子契約利用申請書を提出すること。

臨時登録の申請

前記「3（1）ア」に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定。以下「登録要綱」という。）に基づき、当該種目の登録申請をしなければならない。

（1）登録審査担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 財政局 契約部 調達課 電話 072-228-7473

（2）申請種目

区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「水道関連 067 001 水道検針」

（3）申請書類等の案内方法

電子メールにより申請書類等の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

ア登録審査担当課メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp

イ下記申請期限までに別途案内する必要書類の提出が必要となるため、電子メールは早期に送付すること。

ウ件名に「臨時登録希望」と明記すること。

エ本文に「入札案件名」「連絡先（本店所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）」「業者番号（先頭が 0 の 10 桁の番号）※過去に登録のあった者や既に業者番号を取得済みの者に限る。」を記入すること。

オなお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

（4）申請期限

令和 8 年 8 月 7 日

（5）申請方法

上記申請期限内に、登録要綱第 6 条に規定する電子登録システム（以下「電子登録システム」という。）を用いて申請するとともに、必要書類を電子登録システムの添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。

（6）入札参加資格の有効期間

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。